

○宮崎大学安全衛生保健センター規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年3月30日 平成18年3月23日
平成22年2月24日 平成22年9月22日
平成24年6月28日 平成26年3月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人宮崎大学基本規則第16条第2項の規定に基づき、宮崎大学安全衛生保健センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、保健管理及び安全衛生に関する専門的業務を一体的に行い、本学における学生及び職員の心身の健康の保持増進並びに全学的な安全衛生管理の徹底を図ることを目的とする。

(分室)

第3条 センターに分室を置く。

第4条 削除

(業務)

第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理計画、安全衛生に関する基本方針の策定等及び点検評価
- (2) 定期及び臨時の健康診断
- (3) 健康診断の事後措置等健康の保持増進に関する指導・助言
- (4) 健康・精神衛生相談についての指導・助言及び救急措置
- (5) 環境衛生及び伝染病の予防に関する指導援助
- (6) 保健管理及び安全衛生の充実向上のための調査研究
- (7) その他保健管理及び安全衛生について必要な専門的業務

(組織)

第6条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 専任教員
 - (3) 技術職員及び事務職員
- 2 前項に掲げる者のほか、保健管理医及び産業医に関する専門的な業務を担当する職員を置くことができる。

(センター長)

第7条 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、宮崎大学センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）の議を経て、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(分室長)

第8条 分室に分室長を置く。

- 2 分室長は、センター長の命を受け、分室の業務を行う。
- 3 分室長は、本学医学部の専任教授のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 4 分室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第9条 専任教員は、センター長及び分室長を助け、保健管理医、産業医又はカウンセラー等の専門的業務を行う。

2 専任教員の選考に係る事項については、別に定める。

(技術職員及び事務職員)

第10条 技術職員及び事務職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

(委員会)

第11条 センターの円滑な運営を図るため、宮崎大学安全衛生保健管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、企画総務部安全衛生保健管理室において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。